

一般社団法人大分県水泳連盟定款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人大分県水泳連盟と称する。

(目 的)

第2条 この法人は、大分県における水泳競技を統轄し、かつこれを代表する団体であって水泳競技の健全な普及、発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内各郡市の加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (2) 水泳競技大会を開催するとともに、その技術を指導する。
- (3) 水泳及び水泳競技に関する強化練習、指導者育成、講習会を実施する。
- (4) プールの公認申請、役員・選手の登録に関する業務を行う。
- (5) 日本水泳連盟並びに九州水泳連盟に大分県を代表して加盟する。
- (6) 大分県体育協会に対し、大分県の水泳を代表して加盟する。
- (7) 水泳及び水泳競技の功労者を表彰する。
- (8) その他本連盟の目的に適合する一切の事業を行う。

(主たる事務所の所在地)

第4条 この法人は、主たる事務所を大分市に置く。

(公告方法)

第5条 この法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。

<http://www.oita-swim.com>

- 2 電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 この法人は、この法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(社 員)

第7条 この法人の会員は、水泳に関する団体又は個人で社員総会の承認を得た者とし、この会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類により、申込まなければならない。

2 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により、社員総会で決定し、本人に通知するものとする。

(経費の支払い義務)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第10条 この法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(資格喪失)

第11条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき
- (4) 70歳を迎えたとき
- (5) 成年被後見人又は成年被保佐人になったとき
- (6) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(任意退会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権数の3分の2以上に当たる多数の決議を得て、該当会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) その法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 第7条に定める会員の入会承認
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会の基準及び会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) 顧問の選任及び解任
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対し、社員総会の開催を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を發するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 社員総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長又は副会長が指名した者がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第22条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印する。

2 社員総会議事録は、社員総会の日から10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第25条 この法人の理事の員数は、10名以上20名以内とする。

(理事の資格)

第26条 この法人の理事は、この法人の会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会員の議決権の過半数をもって、会員以外の者から選任することを妨げない。ただし、会員以外の理事は、理事総数の4分の1を超えてはならない。

(監事の員数)

第27条 この法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第28条 この法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(理事及び監事の年齢制限)

第29条 この法人の理事及び監事は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。在任期間中において、その年齢が満70歳を迎えた者は、その在任期間は役員として存在するものとする。

(代表理事・業務執行理事)

第30条 この法人に会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長1名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、理事長及び副理事長をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 3 前項の業務執行理事の業務分担については、理事会の決議を経て別に定める。
(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順位によりその職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順位によりその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況を調査することができる。

(理事及び監事の任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第34条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行及び監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更、廃止

(招集)

第37条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第38条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。ただし第37条2項により理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(理事会の決議)

第40条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意

の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会議事録）

- 第42条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した監事は、これに署名し、又は記名押印する。
- 2 理事会議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 名誉会長及び顧問

- 第43条 この法人に、任意の機関として名誉会長若干名を置くことができる。ただし、代表権は有しないものとする。
- 2 名誉会長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の会議に出席して意見を述べることができる、
- 4 名誉会長の報酬は、無償とする。
- 5 名誉会長の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする
- 6 名誉会長の再任は3回までとする。

（顧問）

- 第44条 この法人に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。ただし、代表権は有しないものとする。
- 2 顧問は、本協会に功労のあった者のうちから社員総会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問の報酬は、無償とする。
- 4 顧問の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする
- 5 顧問の再任は3回までとする。

第7章 委員会

(委員会)

第45条 この法人に、理事会の決議を経て、事業遂行のための専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の種類及びその任務内容、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に専門委員会規程を定める。
- 3 委員長は、理事の中から理事会の決議によって選任する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、理事会の決議事項に従い、委員会の業務を執行する。

(特別委員会)

第46条 この法人の事業遂行上必要がある場合は、理事会の議決を経て暫定的に特別委員会を設けることができる。

(委員会及び特別委員会規則)

第47条 委員会及び特別委員会の規則については、理事会において別に定める。

(任期)

第48条 委員会委員、特別委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、理事会の決議によって選任する。
- 3 事務局の運営に関する事項は、理事会の決議によりこれを定める。

第9章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第50条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第54条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第56条 この法人は、社員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。